

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

指宿市長 打越 明司

市町村名 (市町村コード)	指宿市 (46210)
地域名 (地域内農業集落名)	尾下地区 (尾下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 12月 3日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、棚田振興法に基づく指定棚田として、棚田を核とした地域振興を図っている。一方で人口33人、高齢化率78.8%と、人口減少・高齢化が著しく、耕作者の確保はもとより、棚田の維持管理保全活動や集落機能を維持していくことが困難になってきている。また、耕うん機等の搬入が困難な田も多く、度重なる鳥獣被害や慢性的な水不足といった問題が山積している。

【主な作物】:米, パレイショ, つわ, 肉用牛

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・石積み、あぜ道、のり面の維持管理を行い、棚田等の保全に努めて良好な景観形成を行う。
- ・都市部との農村交流体験や農泊などのコンテンツを造成して農業と観光を両立させ、関係人口の創出を図る。
- ・狭い畑を集約して1枚当たりの農地を広くし、効率的に活用できるように、基盤整備を促進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 ・農地中間管理機構を活用して、農業を担う者等に集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針 ・農地中間管理機構を活用して、農業を担う者等に集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針 棚田地域振興法に位置付けられた指定棚田であるため、関係する補助事業等の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 他地域との交流による関係人口の創出を図り、多様な経営体の確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①イノシシなど鳥獣被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

②オクラなどのIPM栽培を進め、減農薬栽培を推進する。

⑦指定棚田地域振興活動計画に基づき、棚田等の保全を行う。